



県 章

滋賀県公報

平成 25 年（2013 年）
1 2 月 4 日
第 3 7 8 3 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（医療福祉推進課）	1
定数漁業申請期間（水産課）	1
○ 公 告	
草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告（環境政策課）	1
県営土地改良事業変更計画決定公告（耕地課、農村振興課）	2
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（南部）	3
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（南部、湖北）	3
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（中部）	4
○ 土 木 事 務 所 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（東近江）	4

告 示

滋賀県告示第492号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の指定介護老人福祉施設として、次の施設を指定した。
平成25年12月4日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

施設の名称	施設の所在地	開設者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
特別養護老人ホーム信楽荘	甲賀市信楽町牧字小屋カイト 1159番地	社会福祉法人信楽福祉会 理事長 岩永峯一	甲賀市信楽町牧字小屋カイト 1159番地	平成25.10.16	2571400890

滋賀県告示第493号

滋賀県漁業調整規則（昭和40年滋賀県規則第6号）第7条第2項の規定に基づき、同規則第6条第4号に掲げる漁業の許可申請期間を次のとおり定める。

平成25年12月4日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

許可申請期間 平成25年12月12日から平成25年12月19日まで

公 告

草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

草津市長 橋本 渉から送付のあった草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価準備書について、

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第18条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を平成25年12月4日に述べたので、同条第4項において読み替えて準用する第9条第6項の規定により公告する。

平成25年12月4日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

本事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

（全般）

- 1 住民が読むことを前提としたわかりやすい表現を用い、専門的用語などは注釈を加えるなどして理解が容易となる内容とすること。

（大気）

- 2 施設の供用中、イオロ山や馬場山の向こう側におけるダウンドラフトによる影響について、予測および評価を行うこと。また、地形の影響を考慮する必要がないとする場合には、その理由を明記すること。

- 3 特殊な気象条件においても周辺への影響が可能な限り抑えられるよう、建設機械の稼働についてピークを低減するなどの環境保全措置を検討すること。

（水質）

- 4 工事中の雨水排水計画においては濁水貯留池の必要性について、また、施設の稼働後の雨水排水計画においては雨水貯留槽や雨水利用の必要性についてそれぞれ検討し、これらを設置し、または実施する場合にあっては、それらの内容および環境への影響を明らかにするとともに、河川管理者と十分な協議を行うこと。

- 5 工事中に発生する濁水については、より長期間のデータを使用するなどによって予測条件を見直し、十分に濁水処理を行うとともに、これらを踏まえた予測および評価を行うこと。

（生物）

- 6 猛禽類^{きん}の生息には、営巣環境に加えて採餌環境についても予測および評価を行うこと。

- 7 緑化を行うに当たっては、在来種または郷土個体によることとし、その導入計画を明らかにすること。

（伝承文化）

- 8 事業予定地がどういった場所であったのか、周辺の住民に聴き取りを行い、環境影響評価書に記載すること。

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営愛知川地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき土地改良事業計画を平成25年11月26日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年12月4日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 縦覧に供する書類 県営愛知川地区土地改良事業（愛知川地区用水改良事業）変更計画書の写し

- 2 縦覧場所 愛知川流域田園整備事務所、東近江市農村整備課、近江八幡市農業振興課、近江八幡市安土町総合支所地域振興課、愛荘町農林振興課および豊郷町地域整備課

- 3 縦覧期間 平成25年12月4日から平成25年12月24日まで

この処分について異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に文書で異議申立てをすることができる。

また、この処分の取消しの訴えについては、この処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ提起することができる。

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営愛知川Ⅰ・Ⅱ期地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき土地改良事業計画を平成25年11月26日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年12月4日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 縦覧に供する書類 県営愛知川Ⅰ・Ⅱ期地区土地改良事業（ため池等整備事業）変更計画書の写し

- 2 縦覧場所 愛知川流域田園整備事務所、東近江市農村整備課、近江八幡市農業振興課、近江八幡市安土町総合支所地域振興課、愛荘町農林振興課および豊郷町地域整備課